

薩摩御殿様野津原通^{ニ付}御加勢人夫帳

佐藤満洋

解題

本史料は旧府内藩領大分郡蛇口組(現庄内町)平良石村大庄屋格麻生家文書の一つである。膨大な史料の中に標記のような文久三年(一八六三)九月十四日の日付をもつ珍しい史料が含まれている。

豊後国内を通る近世の街道(往還)は、府内から豊前方面に向かう豊前路、日向方面に向かう日向道をはじめ、府内から佐賀関に向かう伊予街道、鶴崎と熊本を結ぶ肥後街道、豊後各地の城下と城下を結ぶ道⁽¹⁾などがあつた。

しかし、これらの諸街道は例へば東海道のように多くの大名が通行する街道ではない。熊本藩と岡藩が二藩で共用する肥後街道は、豊後の諸街道のうちでは例外的な街道であつた。

このため右の諸街道の宿場近在の村々には東海道の宿場のようない助郷役と称される農民負担はなかつた。

熊本・岡両藩が共用した肥後街道でも両藩が独自の宿場を設けていたので、必要な人馬の徴用も藩ごとに独自で行われ、助郷役の名称は用いられていない。

この肥後街道を、文久三年九月に「薩摩御殿様」が通るといふ異例が起り、熊本領野津原宿では同宿場人馬会所の人馬だけでは捌ききれず、藩領を越えて近隣の組村に人馬の加勢を求めたものであろう。

加勢の人馬は野津原宿から鶴崎までの荷物運搬に従事しているが、荷物の中には「えんしやう等之品御座ゆ^(座)ニ付、くわへきせるきひしく無用に」申し付けるべきことを命じているのが注目される。

そもそも「薩摩御殿様」が何故に、肥後から鶴崎に向けて肥後街道を通行する必要があったのだろうか。その背景を考えるために文久三年（一八六三）の主要な歴史的事件を列挙してみよう。

五月十日に下関海峡で長州藩によるアメリカ商船ペムブローク号砲撃に始まる外国船砲撃事件が発生し、これに対して六月一日にはアメリカ軍艦ワイオミング号の報復が行われ、⁽²⁾さらにアメリカ、イギリス、フランス、オランダ四国艦隊による報復が計画されるにいたり、下関海峡はにわか風雲急を告げ始めていた。

一方、京都では八月十八日の政変が発生し公武合体派の薩摩、会津両藩を中心とする勢力によって、長州藩は御所警備の任を解かれ京都を追われるという事件に発展した。

右の諸事件によって九月当時は、下関海峡が不穏な状況下におかれており、加えて八月十八日の政変で長州藩と対立關係を生じた薩摩藩は、関門海峡を通過して京への増兵部隊派遣は不可能であった。そのため急拠経路変更をして肥後街道を通行のやむなきに至ったものであろう。本史料は短い史料であるが幕末の、しかも薩長連合直前の長州藩と反目当時の薩

摩藩の動きを知る興味深い史料である。

最後に、史料を快く提供いただいた麻生山之助氏に厚くお礼を申しあげたい。

(注)

(1) 『大分県文化財調査報告書』(「歴史の道」調査報告書) 第41、45、46、57、59、72、73輯参照。

(2) 豊田寛三「長州戦争と諸藩の海防」『大分県の百年』(山川出版社)

(表紙・長帳)

文久三年

蛇口組

薩摩御殿様野津原通二付御加勢人夫帳

癸亥 九月十四日

平良石村大庄屋格

麻生忠治郎

縦四一纏
横一六纏

覚

宿主

野津原町梅屋幸兵衛所
五ヶ瀬村

一人夫拾壱人

一馬拾六疋

右同

一人夫拾九人

同所寺町 宇作所
大龍村

一三拾壹疋

一人夫拾五人

一馬拾九疋

夫合四拾五人

馬合六拾六疋

以上

亥

九月

野津原

口上之覺

一今度御差越被下ゆ人馬之儀、九月十四日九ツ時迄ニ野津原

江相揃可申事、

一野津原之儀、場挾之所柄ニ付別而人馬宿屋取ゆ儀者届兼ゆ

ニ付、別紙引受之村宿江着いたし、其村と役人江相答ゆ様、

一右立人馬之儀、御許村とニ而名前着到書相認メ頭立ゆもの

へ持参、人馬引連罷越、右宿所江相誥居談事、野津原役人

江申談ゆ様、左ゆハ、人馬立方等之儀者、野津原役人方夫

と申談、越度無之様取計可申事、

一人馬賃錢之儀左之通り、

一夫屯人野津原と鶴崎

此賃錢六匁五分

但鶴崎預

一馬屯右同断

此賃錢八匁五分

但右同断

右之賃錢人馬員數ニ銘野津原方直ニ御手許迄指送可申ゆ

間、夫と御渡可被下ゆ、尤是迄之儀者庄屋へ入ゆニ

付、直ニ相渡為申ゆ而可有之、此節者御手許江差越ゆ而者

自然不安心ニ存可申哉付、右之趣者夫と御申聞可被下

ゆ、

一人馬自然立残ニ相成ゆ分ハ半賃錢相渡可申事、

一右立人馬之儀ハ一夕滞留之支度持参、成丈丈夫成を御志ら

べ立、以差越可被下ゆ、且又野津原より鶴崎迄之夫役相済

申ゆ人馬者、且と引取ゆ而支不申ゆ得共、夫方之同宿百駄

持越ゆ者者野津原迄持帰ゆ上、引取ゆ様、さゆへ者百駄屯

挺ニ付賃錢六匁五分宛、夫賃一同ニ差送り可申事、

一右人馬等之儀野津原方御許村と庄屋江懸合ゆ様、此許重役

馬百八疋割牛馬毛付帳之通

方其御許御重役衆江被及御懸合置得共、村々江懸合ハ
而者、自然及遲々ハ儀も難斗有之ハニ付、此已後者御手許

江御願證仕ハニ付、其村々宜敷御取斗可被下ハ事、

右積之及御相談申ハ、尤此已後立會馬儀、諸方之大勢通行

ニ相成ハ節者、速茂野津原之小驛ニ而及不足申ハニ付、矢

張此節之通人馬立之儀御願證可仕ハ間、左ハ様御聞置可被

下ハ、以上、

亥

九月

覚

一人馬

一人足四拾五人

此分式拾人

外二年頭者人

式拾五人

外三年頭者人

櫛木村

蛇口村

一馬六拾六疋

内

九疋

四疋

五疋

拾三疋

三拾疋

但大龍方村宿主野津原寺町宇作所

八疋

八疋

拾六疋

但五ヶ瀬村宿主野津原町梅屋幸兵衛所

三疋

五疋

三疋

四疋

四疋

拾九疋

但山竊村宿主同所竊屋喜代次所

右者来ル十四日九ツ時迄ニ野津原宿元江相揃申事

蛇口村

櫛木村

五福村

久保村

甲斐田村

小原村

透内村

六郎丸村

雲取村

平良石村

武官村

前段之通此度御加勢人馬被仰付申ゆニ付、人夫之もの共御役人様方決而御不礼無之様情と入念御御申付可被成も、手掛きせり一切不相成、尤御荷物籠末無之様、人夫之もの共返とも御申聞置可被ゆ、御荷物之内えんしやう等之品御座ゆニ付、くわへきせるきひしく無用ニ御申付可被成ゆ、

九月十日

三重野弁右衛門

武宮村

平良石村

雲取村

小原村

六郎丸村

甲斐田村

透内村

久保村

五福村

櫛木村

村と時付にて御順達可被成ゆ、

(大分女子高校教諭・

告 白

会費は年度の当初に納入して下さい。会運営の大切な基金です。振込みは、次のいずれかでお願いします。

- (1) 郵便振替口座 下関 8 - 5294 大分県地方史研究会あて。
- (2) 大分銀行県庁内支店・普通預金口座の 1643211 大分県地方史研究会あて。

なお、会費納入の遅れている方は、分割でもよいので、ご協力願います。

大分県地方史研究会